

# 療育ルームオーロラ（放課後等デイサービス） 運営規程（新）

## （事業の目的）

第1条 医療法人社団ライフプロモート(以下「事業者」という。)が設置する多機能・放課後等デイサービス 療育ルーム オーロラ(以下「事業所」という。)において実施する放課後等デイサービス事業に係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児、通所給付決定保護者(以下「保護者」という。)の意思及び人格を尊重し、通所児及び保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

## （運営の方針）

- 第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作の習得、また集団生活に適応することができるよう、通所児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、保護者の所在する市町、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、及び特別支援学校等、福祉又は保健医療サービスの提供や学校教育を実施する者との密接な連携に努めるものとする。
  - 3 前二項のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下、「法」という。)及び「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成24年岐阜県条例第82号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

## （事業の運営）

第3条 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、保護者の負担により事業所の職員以外の者による介護は行わないものとする。但し、通所児の個別的ニーズにより保護者の付き添いが必要と認められる場合には、職員と保護者の協力の下で支援を行う。

## （事業所の名称等）

第4条 指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 療育ルーム オーロラ
- (2) 所在地 岐阜県本巣市仏生寺 13-1

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(非常勤かつ兼務)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤職員:兼務)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他福祉サービス等との連携も含めて、障害児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービスの個別支援計画の原案を作成する。
- (ウ) 放課後等デイサービスの個別支援計画の原案の内容を保護者に対して説明し、文書により保護者の同意を得た上で、作成した放課後等デイサービスの個別支援計画を記載した書面を保護者に交付する。
- (エ) 放課後等デイサービス計画作成後、放課後等デイサービスの個別支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定放課後等デイサービス事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等をアセスメントすること。
- (カ) 障害児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活ができると認められる障害児に対し、必要な支援を行なうこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員 1名(非常勤職員:専従 1名 )

・保育士 3名(常勤職員3名:専従3名)

・支援員 0名(常勤職員:兼務0名 非常勤職員:0名)

個別支援計画書に基づき通所児に対し適切に支援等を行う。

(4) 機能訓練担当職員 1名(常勤職員:兼務)

個別支援計画書に基づき日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(5) 医師 1名(管理者:兼務)医業に関する事項を行う。

(6) 看護師 2名(常勤職員:兼務1名、非常勤職員:専従1名、兼務0名)

個別支援計画書に基づき日常生活を営むのに必要な看護業務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(ア) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(ただし、祝日及び12月31日から1月3日は休日とする。)

(イ) 営業時間 午前9時45分から午後5時30分までとする。

(ウ) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。

(エ) サービス提供時間 放課後は午前11時30分から午後5時30分までとする。

学校休業日は午前10時から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は次の通りとする。

合計 5名 (1日当たり)

(指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者)

第8条 指定放課後等デイサービス支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 重症心身障害児(18歳未満の就学児)

(指定放課後等デイサービスの内容)

第9条 事業所で行う指定放課後等デイサービス支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後等デイサービスでの個別支援計画の作成
- (2) 基本事業

(ア) 放課後及び学校休業日の支援

5領域「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」等の視点  
生活適応力の向上や余暇活動支援

(イ) 医療的ケア

医師の診察及び看護師による医療的ケア、また介護職員による喀痰吸引支援

(ウ) 理学療法士の支援

障害児の機能訓練等指導

(エ) 発達相談

発育に応じた発達相談と家族支援

(オ) 送迎サービス

事業者の所有する車両により事業所から学校までの迎えを行う。

(岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校、岐阜県立本巣特別支援学校、岐阜県立長良特別支援学校  
岐阜県立揖斐特別支援学校対象)

(保護者から受領する費用の額等)

第10条 指定放課後等デイサービスを提供した際には、保護者から指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

- 3 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。

(1) サービス提供中において通所児が個別的に必要となるものに係る経費であって、保護者に負担させることが適当と思われるものの実費

(2) 昼食代 一食あたり 700円

※キャンセルの場合は、前日の午後0時までには連絡がない場合は、食費(700円)を徴収するものとする。合わせて、欠席の連絡が前日の午前中までに無い時は、1,000円の欠席負担料を徴収する。

(3) おやつ代 一食あたり 100円 (摂取困難な利用児においては胃瘻等からの摂取とする。)

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。
- 5
- 6 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 障害児が感染症に罹患した場合、できるだけ早めに事業所に連絡し、必要な処置を行い体調が安定してからサービスの利用をすること。
- (2) 施設、敷地内での宗教等の啓蒙・普及活動禁止のこと。
- (3) 利用を中止する時は、連絡を怠らないこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業所は、障害児の保護者の依頼を受けて、当該障害児が同一の月に指定放課後等デイサービスを受けた時は、当該障害児が同一の月に受けた指定放課後等デイサービスに要したサービス利用負担額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担等合計額が、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第24条第1項に規定する負担上限月額又は令第25条の6第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定放課後等デイサービス利用の状況を確認の上、利用者負担等合計額を市町村に報告するとともに、障害児の保護者及び放課後等デイサービスを提供した指定放課後等デイサービス事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、本巢市、瑞穂市、北方町、大野町、揖斐川町、及び伊自良川より西の岐阜市(七郷、尻毛、河渡周辺)とする。(但し、個別的なニーズ及び条件によってはこの限りではない。)

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第14条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所内クリニック(以下「協力医療機関等」という。)への受診又は利用児の主治医・かかりつけ医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医等の医療機関への連絡等が困難な場合には、協力医療機関での診療を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに関係する行政や事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取り組みの強化「BCP」)

第15条 事業所は感染症・非常災害に関する具体的計画を立て、感染症・非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しそれらを定期的に職員に研修及び周知するとともに、これらについて避難、救出等の必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第16条 提供した指定放課後等デイサービスに関する保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口及び担当職員を設置する。また苦情に当たっては苦情解決委員会による協議を行い、改善の為の対策を図るものとする。

2 提供した放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の22第1項の規定により岐阜県知事又は市町が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び保護者及びその家族からの苦情に関して市町又は岐阜県知事及び市町長が行う調査に協力するとともに、市町又は岐阜県知事及び市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、その業務上知り得た障害児及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児又及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の通所支援事業所等に対して、障害児及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、障害者虐待防止法に基づき、通所児の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び委員会の設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(身体拘束に関する事項)

第19条 事業所は、サービス提供中に、切迫性、非代替性、一時性に身体制限が生じる場合には、人権擁護の観点から、慎重な手続きと具体的記録を残し対処するものとする。また、継続的实施については、保護者等に身体拘束に係る同意書を得て行うものとする。また、身体拘束廃止委員会の設置と委員会の開催の実施。

(感染対策)

第20条 事業所は定期的に委員会を開催、指針の整備、研修の実施、訓練等を行うものとする。

(安全計画の策定)

第21条 事業所は安全計画の策定、従業者への周知及び研修・訓練の実施、保護者に対する安全計画に基づく取り組み内容等の周知を行う。また、障がい児支援における安全管理に関するガイドライン(案)を踏まえ行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
  - (2) 継続研修 年 1 回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団ライフプロモートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

本規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 8 月 16 日から施行する。

令和 2 年 10 月 16 日から施行する。

令和 3 年 6 月 3 日から施行する。

令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 10 月 1 日から施行する。